第１号様式

令和　　年　　月　　日

（宛先）東大阪市長

所在地

商号又は名称

 　　　　　 　　　　　　　　　　 代表者職氏名

**参　加　意　思　表　明　書**

「令和７年度タグラグビー普及推進事業」に係る提案書作成について、「令和７年度タグラグビー普及推進事業委託公募型プロポーザル実施要領」の「５．応募資格」の要件をすべて満たしていることを誓約し、参加意思がある旨を表明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　　　　容 |
| 参加者名（商号又は名称） |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所　在　地 |  |
| 　　　　　担　当　者　　　　　 | 氏名（ふりがな） |  |
| 所属（部署名） |  |
| 役職 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メール |  |

第２号様式

令和　　年　　月　　日

（宛先）東大阪市長

所在地

商号又は名称

 　　　　　 　　　　　　　　　　　 代表者職氏名

**誓　 約　 書**

「令和７年度タグラグビー普及推進事業」の提案参加にあたり、下記の事項について、誓約いたします。

なお、誓約事項等への違反が判明した場合の弊社に対する措置等については、何ら弊社からの不服等は申し出ることなく、貴市の指示に従います。

記

１　「令和７年度タグラグビー普及推進事業委託公募型プロポーザル実施要領」の「５．応募資格」の要件をすべて満たしていること。

２　上記の他、企画提案書に定める事項を了知し、これを遵守すること。

３　この誓約書の他、東大阪市に提出するものが事実と相違ないこと。

第３号様式

　　　　　　　**団　体　概　要　書**

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 設立年月日 |  |
| 経歴・沿革 |  |
| 従業員数 | 役員（又は個人事業主） | 　　　　　　　　　　　　　名 |
| 正社員（又は専従者） | 　　　　　　　　　　　　　名 |
| パート・アルバイト等 | 　　　　　　　　　　　　　名 |
| 資本金 |  |
| 本社所在地 |  |
| 個人情報に関連する第三者認証の種類 | ※証明するものの写しを１部提出してください。複数取得されている場合は全て提出してください。　 |
| 主な業務内容 |  |

**※団体の概要がわかるパンフレットを作成されている場合は、１部提出してください。**

第４号様式

令和　　年　　月　　日

（宛先）東大阪市長

所在地

商号又は名称

 　　　　　 　　　　　　　　　 　代表者職氏名

**見　積　書**

「令和７年度タグラグビー普及推進事業委託公募型プロポーザル実施要領」を熟覧のうえ、下記のとおり「令和７年度タグラグビー普及推進事業」にかかる提案見積書を提出します。

業務名：令和７年度タグラグビー普及推進事業

**＜見積金額＞**（消費税及び地方消費税の額を含む）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 百万 |  |  |  千 |  |  |  円 |

（注意事項）

1.数字は算用数字を用いること。

2.金額の頭部に￥を記入すること。

3.見積金額の内訳については、別途、事業ごとに任意の様式で提出すること。

内訳には、「人件費」・「運営費」・「一般管理費」等の内容を詳細に記載すること。

第５号様式

**業　務　委　託　契　約　実　績　書**

|  |
| --- |
| 過去３年間の同種の業務実績（契約期間が直近のものから順に記入してください）。 |
| 行政・地方自治体での契約実績を記入してください。 |
| 年度 | 行政・地方自治体 | 業　務　内　容 | 契 約 金 額（単位：千円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**【業務委託実績報告書提出にあたっての注意事項】**

①実績報告書・契約書の写しがあれば、各１部ずつ提出してください**（提出できる範囲内で構いません）。**

②現在継続中の業務委託も含めて記載してください。

③グループ会社や共同企業体の業務実績については、業務内容の欄にグループ会社や共同企業体の名称も記載してください。

第６号様式

令和　　年　　月　　日

**質　問　書**

「令和７年度タグラグビー普及推進事業」にかかる内容について、下記のとおり質問します。

|  |  |
| --- | --- |
| 参加者名（商号又は名称） |  |
| 担当者氏名 |  |
| 所属（部署名） |  |
| 役職 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メール |  |
|  |  |  |
| 質問項目 | 質問内容 |
|  |  |

**【質問書提出にあたっての注意事項】**

①「質問項目」欄には、資料名、ページ番号含め簡潔にまとめた見出しを記入してください。

②「質問項目」が複数ある場合は、番号をつけてください。

③「質問内容」欄には、質問事項を分かりやすく簡潔に記入してください。

④電子メール送信後は、１８.問合せ先・提出先まで必ず電話にて到達確認の連絡をしてください。

第７号様式

令和　　年　　月　　日

（宛先）東大阪市長

所在地

商号又は名称

 　　　　　 　　　　　　　　　　 代表者職氏名

**応　募　辞　退　届**

令和７年度タグラグビー普及推進事業委託公募型プロポーザルの参加を辞退します。

（辞退理由）

第８号様式

令和　　年　　月　　日

（宛先）東大阪市長

所在地

商号又は名称

 　　　　　 　　　　　　　　　　 代表者職氏名

**再　委　託　申　出　書**

「令和７年度タグラグビー普及推進事業」において、下記のとおり、事業の一部を再委託する予定ですので、申出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 再委託先の事業者 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所　在　地 |  |
| 再委託する業務の内容 |  |
| 再委託する理由 |  |

別記

**個人情報の取り扱いに関する特記事項**

第1条（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

　受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東大阪市(以下「甲」という。)の定める東大阪市情報セキュリティポリシーに基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2条（責任体制の整備）

　乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3条（作業責任者等の届出）

１　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

４　乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

５　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

６　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4条（取扱区域の特定）

１　乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5条（教育の実施）

１　乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

２　乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第6条（守秘義務）

１　乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

２　乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第7条（再委託）

１　乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

第8条（派遣労働者等の利用時の措置）

１　乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9条（個人情報の管理）

　乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

１　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

２　個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

３　事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

４　個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

５　個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

６　個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

７　個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

８　作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

９　個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

第10条（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

　乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

第11条（個人情報の返還又は廃棄）

１　乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

２　乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

３　乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

４　乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

５　乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第12条（定期報告及び緊急時報告）

１　乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第13条（監査及び検査）

１　甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第14条（事故時の対応）

１　乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第15条（契約解除）

１　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第16条（損害賠償）

　乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。